

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		介護サービス事業者等に対する業務管理体制の整備等に関する検査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		介護保険法
条 項		介護保険法第 115 条の 33
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課 (電話 : 048-829-1884)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成 21 年 3 月 30 日老発第 0330077 号厚生労働省老健局長通知) 及び「さいたま市介護サービス事業者業務管理体制監督要綱」に基づき、介護サービス事業者等の業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的実施計画に基づき検査を実施する。
備 考		